



セカンド・パーティ・オピニオン

SECOND PARTY OPINION

SMFG/SMBC ソーシャルファイナンスフレームワーク

Prepared by: DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

Location: 神戸, 日本

Date: 2025 年 7 月 16 日

Ref. Nr.: PRJN-867848 -2025-AST-JPN-01

報告書サマリー

三井住友フィナンシャルグループ（以下、SMFG）は、日本のメガバンクグループの一社である SMBC グループの持株会社であり、国内外において幅広い金融サービスを展開し、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に認定されています。また、三井住友銀行（以下、SMBC）は SMFG の銀行業務の中核を担っています。

SMFG および SMBC は、アジア等の新興国を中心に、Digital Inclusion を含むグローバルな社会課題の解決に資する事業に充当するために調達する資金について、「SMFG/SMBC ソーシャルファイナンスフレームワーク」（以下、本フレームワーク）を策定しました。本フレームワークは、ソーシャルボンドおよびソーシャルローンに関連する基準、並びに Digital Inclusion ファイナンスガイドブックを適用して作成されています。

SMFG および SMBC は、DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下、DNV）に本フレームワーク評価を委託しています。DNV は外部レビュー機関として、本フレームワークの適格性について、現在資本市場において幅広く認知されているソーシャルボンド原則など以下に示す基準で定められる 4 つの核となる要素および Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing で定められる 6 つの要素を適用し、本フレームワークの適格性を評価しました。

- ソーシャルボンド原則 2025 年版（ICMA 以下、SBP）
- ソーシャルローン原則 2025 年版（LMA/APLMA/LSTA 以下、SLP）
- ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版（金融庁 以下、SBGL）
- Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing 2021（World Economic Forum 以下、DIFG）

評価結果の概要は、以下の通りです。

要素-1.調達資金の用途：

SMFG および SMBC が、本フレームワークに基づき、ソーシャルファイナンスとして調達した調達資金は、以下で特定される既存または新規のソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに対するファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当されます。ソーシャルファイナンスによって調達された資金の代表的な用途は、以下の 8 つの事業区分に分類される、適格プロジェクトに大きく以下の 2 つに区分されます。

- ・ソーシャル適格プロジェクト
- ・Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト

それぞれ、表-1 および表-2 に代表例(代表的な資金用途)を示します。

表-1 ソーシャル適格プロジェクト 代表例

No.	事業区分	代表的な資金用途	関連する SDGs 目標
1	手ごろな価格の基本的インフラ設備	交通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発展途上の農村部や道路網が存在しない、または著しく不十分な地域における接続性向上に資する公共交通インフラ（道路、橋等） ・ 歩道の整備（障がい者向け含む） 水と衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村部や郊外地域における、無料の飲料水へのアクセス向上のためのインフラ・サービスの整備 ・ 農村部や郊外地域における下水処理や公衆衛生向上のためのインフラ・サービスの整備 電気 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気のアクセスが無い、または著しく不十分な地域における送配電インフラの整備 	 

No.	事業区分	代表的な資金使途	関連するSDGs 目標
2	必要不可欠なサービスへのアクセス (医療)	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金付きで利用可能な医療施設（病院、診療所、医療センター、薬局等）および高齢者や児童ケア施設の建設、開発、または維持管理 全ての人に無料または補助金付きで提供される重要な医療機器の開発および診断サービスの提供（磁気共鳴画像（MRI）装置、人工呼吸器、または臨床検査等診断をサポートするサービスを含む） 世界保健機関（WHO）の Model Lists of Essential Medicines に含まれる、サービスが行き届いていない人々や地域に向けた手ごろな価格または補助金付きの医薬品の研究、開発、製造 	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金が給付される幼稚園、小学校から高等教育までの教育および保育施設・プログラムの開発 公的、無料または補助金が給付される学校や大学のキャンパスおよび学生寮の建設 公的、無料または補助金が給付される職業・技術訓練施設や機関の開発 低中所得および/または疎外された人々やコミュニティへの教育ローンの提供 教員の配置、教員研修および教材の提供 	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス (公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応)	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の発生やそのような事態による悪影響に対抗するための供給物資の研究、開発、運営および生産 疾病の発生を防止および/または緩和するための検査、ワクチンおよび/またはその他薬品の研究、開発および物流展開 疾病の発生による経済の減速で悪影響を受けた中小零細企業向けの融資 	
5	必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂)	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者への融資およびマイクロファイナンス機関への資金提供 	 
6	手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する手ごろな価格の住宅、シェルター、中間施設や住宅ローン 	
7	雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する雇用創出プロジェクト/プログラム 	 
8	食料の安全保障と持続可能な食料システム	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合食糧農業機関（FAO）が定める小規模農家に対する、生産性や栄養価の向上又は食品ロス防止に資するプロジェクト/プログラム（フェアトレード認証を含む） FAOが定める栄養不良や食品安全保障に対処する栄養改善プログラムへのアクセス向上 FAO が定める十分な保管・食料の保存改善・食品ロス防止のための食品チェーン内の連携強化を目的とした倉庫等のインフラや施設への投資/プロジェクト 	

表-2 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト 代表例

No.	事業区分	代表的な資金使途	関連するSDGs 目標
1	必要不可欠なサービスへのアクセス/ 社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂)	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者へのウェブサイトやモバイルアプリを通じて、オンラインで提供される融資 (デジタルローン) ファイナンスや金融サービスへのアクセスを可能にする、またはアクセスを向上させるためのデジタルツールの開発 中小零細企業およびマイクロファイナンス機関がデジタル経済や電子商取引に参加し、デジタル変革を促進するプロジェクトや活動 金融デジタルリテラシー教育プログラムの構築と実施 	  
2	基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> 通信塔の建設・改修 伝送線、低普及地域におけるデータ伝送、低密度地域におけるデータセンター*1を含む新たな電気通信ネットワークの開発。特に、農村部のようなこれまで十分なサービスを受けていなかった地域社会に到達するように設計され、政府サービス、医療情報、教育およびその他の社会サービスへのアクセスに関連するサービスを提供することを目的とするもの 中小零細企業のデジタル経済への参加促進 通信、モビリティ、先進産業技術のための研究開発施設 光ファイバーネットワークの整備 	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス (医療)	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療サービスを支えるためのデジタルツールの提供・開発 病院や介護施設で遠隔医療サービスを提供するための人材の教育・訓練 	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、ノートパソコン、コンピューター等の学習を支援する技術デバイスの提供 学校や大学の教員、教授、管理スタッフに対するデジタル教育の提供およびリモート学習改善のための研修 	

代表的な対象となる人々

本フレームワークでの対象となる人々は社会的・経済的に不利な立場にある人々や不可欠なサービス、インフラへのアクセスが難しい個人やコミュニティが含まれます。

対象となる人々の概要は下記です。各詳細については、VI.(1)項、スケジュール-1 およびスケジュール-2 をご確認ください。

- 低中所得層および社会的に弱い人々
- 十分な支援が行き届いてない地理的に離れた地域に住む人々
- 不可欠なサービスへのアクセスが限られている人々
- 住まいおよび食料不安を抱える人々
- デジタルローン：中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者

注：実施される各ソーシャルファイナンスに関連した開示において必要に応じて、該当する地域、国内、国際的なガイドラインや基準を適用し対象となる人々を設定します。

*1 データセンターのソーシャル性に関する補足

DNV は、アセスメントにおいて、表-2 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト No.2 基本的インフラ整備に含まれる、「データセンター」に関するソーシャル性について、十分な時間をかけて確認を行いました。その結果、データセンターが、SBP などにおける要求事項（ソーシャルプロジェクトとして評価し得る社会課題の特定、受益者、プロジェクトの必要性、具体的に想定される社会的便益の提示）に対応し、以下を満たす場合には、十分に Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトとして、適格性を示し得るという結論に達しています。

- Digital Inclusion を促進するための基本的インフラ設備の構築という観点で、十分な容量・能力を持つデータセンターが伴わなければ、計画した Digital Inclusion に資するサービスの提供の実現が困難であること。（すなわち、データセンターが通信塔建設や伝送線の敷設等と一体化した、基本的インフラ設備と考えられること。）
- データセンターを含む基本的インフラ設備の建設により、意図した受益者への便益が明確であること。（例：遠隔医療サービス、デジタル学習、デジタルローンなどのサービスの普及）

今後、SMFG および SMBC がデータセンターの開発、建設、運用または取得等に関するファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当する場合は、当該データセンターが、この報告書の本文 VI(1)項に示す項目を満たすことを含め、SBP などにおける要求事項を満たしていることを投資家等のステークホルダーに対して、明確に情報提供することが重要です。

詳細は本文 VI(1)項を参照して下さい。

要素-2.プロジェクトの評価と選定のプロセス：

DNV は、SMFG および SMBC において、ソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの評価と選定が、以下のプロセスで実行されることを確認しました。具体的には、SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等のアセット保有部署が上記に合致するプロジェクトを選定し、SMFG 企画部 IR 室と SMBC 市場資金部が資金充当する適格プロジェクトを協議し、SMFG 企画部長により決定・承認を受け、ソーシャルファイナンスで調達した資金を充当します。ソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの評価・選定にあたっては、ソーシャルファイナンスの企画・実行経験があり、グローバルレベルでの最新動向について十分な知見を有するグループが評価・選定を行い、必要に応じて選定するプロジェクトのソーシャル適格性やそれらの社会的便益の特定において外部コンサルタントを起用します。

また、DNV は、SMBC グループが、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を策定し、公共性・社会性の観点から問題となる与信を行わないという基本原則に基づき、地球環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信を行わない仕組みを構築していることを確認しました。

要素-3.調達資金の管理：

DNV は、SMFG および SMBC が、ソーシャルファイナンスによる調達資金が適格プロジェクトに充当されていることをソーシャルファイナンスの債務の完了まで年次で記録および追跡管理を行うことを確認しました。

また、DNV は、SMFG および SMBC が、調達資金について、ソーシャルファイナンスによる調達後遅くとも 3 年以内には適格プロジェクトへその全額を充当し、未充当資金が発生した場合は、現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品にて運用することを計画していることを確認しました。尚、SMFG および SMBC は、売却・繰上返済等の理由により、資金充当した適格プロジェクトが不適格となった場合は、実務上可能な限り速やかに、他の適格プロジェクトへ再充当することを計画しています。

要素-4.レポーティング：

DNV は、SMFG および SMBC がソーシャルファイナンスで調達された資金の充当状況（充当している適格プロジェクトの概要、融資残高、該当する場合には未充当資金の詳細）について、年次で SMFG ウェブサイト上で開示報告する計画であることを確認しました。また、適格プロジェクトについて、ソーシャル適格プロジェクトによる社会課題への改善効果(定量的・定性的効果)について実務的に可能な範囲内で情報を入手し、その結果を SMFG ウェブサイトで開示報告する予定です。調達した資金がソーシャル適格プロジェクトの残高を上回った場合など、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合には、適時に開示される予定です。

DNV は、SMFG および SMBC より提供された関連文書・情報から、本フレームワークが SBP などの関連する基準を満たし、適切に計画され、実施される見込みであることを確認しました。

目次

報告書サマリー	2
Ⅰ. まえがき	8
Ⅱ. スcopeと目的	11
Ⅲ. 資金調達者及び DNV の責任	12
Ⅳ. DNV 意見の基礎	13
Ⅴ. 評価作業	14
Ⅵ. 観察結果と DNV の意見	15
Ⅶ. 評価結果	26
スケジュール-1 SMFG/SMBC ソーシャルファイナンス ソーシャル適格プロジェクト	27
スケジュール-2 SMFG/SMBC Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト	31
スケジュール-3 ソーシャルファイナンス適格性評価手順	33
スケジュール-4 デジタルインクルージョンファイナンス適格性チェックリスト	38

改訂履歴

改訂番号	発行日	主な変更内容
0	2025年7月16日	初版発行

Disclaimer

Our assessment relies on the premise that the data and information provided by Issuer to us as part of our review procedures have been provided in good faith. Because of the selected nature (sampling) and other inherent limitation of both procedures and systems of internal control, there remains the unavoidable risk that errors or irregularities, possibly significant, may not have been detected. Limited depth of evidence gathering including inquiry and analytical procedures and limited sampling at lower levels in the organization were applied as per scope of work. DNV expressly disclaims any liability or co-responsibility for any decision a person or an entity may make based on this Statement.

Statement of Competence and Independence

DNV applies its own management standards and compliance policies for quality control, in accordance with ISO/IEC 17021:2011 - Conformity Assessment Requirements for bodies providing audit and certification of management systems, and accordingly maintains a comprehensive system of quality control, including documented policies and procedures regarding compliance with ethical requirements, professional standards and applicable legal and regulatory requirements. We have complied with the DNV Code of Conduct¹ during the assessment and maintain independence where required by relevant ethical requirements. This engagement work was carried out by an independent team of sustainability assurance professionals. DNV was not involved in the preparation of statements or data included in the Framework except for this Statement. DNV maintains complete impartiality toward stakeholders interviewed during the assessment process.

¹ DNV Code of Conduct is available from DNV website (www.DNV.com)

I. まえがき

i. 資金調達者について

三井住友フィナンシャルグループ（以下、SMFG）は、日本のメガバンクグループの一社である SMBC グループの持株会社であり、国内外において幅広い金融サービスを展開し、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に認定されています。また、三井住友銀行（以下、SMBC）は SMFG の銀行業務の中核を担っています。

SMBC グループは、「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンのもと、2025 年度を含む 3 年間の計画期間とする中期経営計画で掲げた「質の伴った成長」を目指し、「社会的価値の創造」「経済的価値の追求」「経営基盤の格段の強化」に取り組んでいます。

ii. 資金調達者の ESG/SDGs への取り組み

SMBC グループは、SMBC グループサステナビリティ宣言において、三井、住友にルーツを持つ企業グループとして、三井、住友グループが一貫して取り組んできたサステナビリティへの意志を受け継ぎ、「サステナビリティ」を「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義しています。

SMBC グループは、サステナビリティの実現に向けて重点的に取り組む課題を設定して、具体的に行動していくことを表明しています。具体的には、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」を SMBC グループの重点課題とし、その解決への貢献を通じてサステナビリティの実現を目指しています。

SMBC グループでは、「貧困・格差」に取り組むべき重点課題の一つに掲げ、新興国における貧困・格差の改善等に取り組んでいます。SMBC グループは、新興国を中心に、通信インフラ・デバイス不足等を原因として、多くの人々がインターネットにアクセスできておらず、その深刻な情報格差（以下、Digital Divide）が格差助長・固定化の要因であることを認識しています。SMBC グループは、Digital Inclusion への取組を通じて、Digital Divide を解消することにより、個人がサービスを利用する上での地理的制約を克服することが可能であると考へ、世界中の人々にとってより公平な社会の実現に寄与することを目指しています。

また、SMBC グループは、現代社会において、世界中の人々の生活はインターネットによって繋がっており、デジタル接続性はあらゆるサービスを楽しむために必要不可欠と考えています。仕事、学校、医療、金融サービス、および家族や友人とのコミュニケーション等、あらゆる場面で高速インターネット回線に依存しているなかで、誰もがあらゆるデジタル技術やサービスを安全かつ自由に活用できる状態を意味する Digital Inclusion への取組は、特に従来十分なサービスを受けることができていない人々にとって、デジタルバンキングサービス、オンライン学習プラットフォームを通じた教育、遠隔医療サービス等、生活を支えるサービスへのアクセスを促進する重要な役割を果たすと考えています。

SMBC グループは、Digital Inclusion を実現するにあたっては、特に新興国において急増するデータ需要に対しデータ容量が不足しており、インフラ整備・サービスエリア拡大に向けて大規模な資金投入が必要不可欠と考えています。また、環境に配慮した方法で Digital Inclusion を実現するためには、クリーンエネルギーや電力網、電力備蓄のためのストレージ等への投資も必要と認識しています。

このような背景から、新興国を含むアジア地域に根差す金融機関として、Digital Inclusion の実現に向けた取組および資金提供が、新興国における貧困・格差の改善等を始めた社会的価値創造において深い意義があると SMBC グループは考えています。

iii. 資金調達者の環境課題及び社会課題への取組み

SMBCグループは、環境・社会に対するアプローチを包括的に示し、持続可能な社会の実現に貢献する姿勢を明確にするため、「SMBCグループ環境・社会フレームワーク」を制定しています。

「SMBCグループ環境・社会フレームワーク」は、SMBCグループの環境・社会に関する社内規程を一元化したものであり、経営会議を経て制定・公表されました。SMBCグループは、関連する規程の改廃、サステナビリティ委員会をはじめとする各会議体での審議、外部環境やSMBCグループの事業活動の変化、内部監査による定期的な（原則、年1回以上）レビュー結果などを踏まえ、この「SMBCグループ環境・社会フレームワーク」をプロアクティブに見直しを実施することを表明しています。

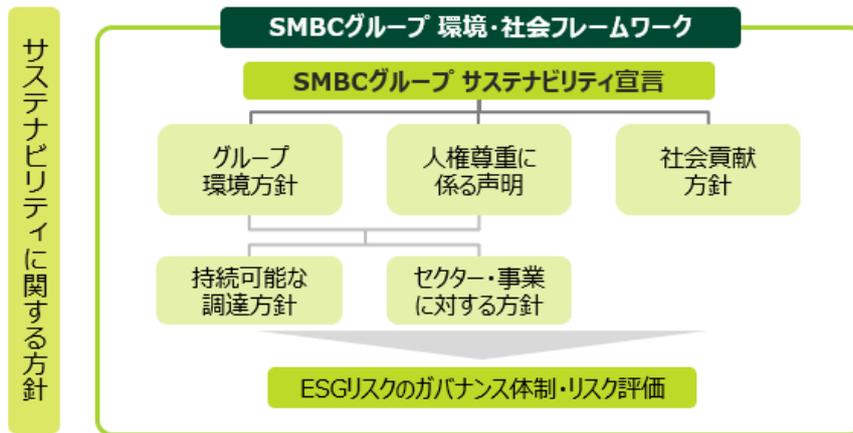


図-1 SMBCグループ サステナビリティに関する方針

(出典：SMBCグループウェブサイト サステナビリティ方針・推進体制)

SMBCグループは、2023年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」を策定し、「社会的価値の創造」を経営の柱の一つに据えています。また、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5点を、主体的に取り組むべき重点課題として定め、その解決に向けた10のゴールを設定しています。

重点課題	対応の考え方	ゴール
環境	<ul style="list-style-type: none"> グリーンな世界の実現に向け、自社での取組はもちろんのこと、経済の血液を供給するグローバル金融機関として、脱炭素化やネイチャーポジティブ実現に向けたお客さまの取組を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①トランジションの支援を通じた脱炭素社会の実現 ②自然資本の保全・回復への貢献
DE&I・人権	<ul style="list-style-type: none"> 人財は金融機関の大切な資産です。勤労で意欲的な社員が、新たな社会的価値の創造に挑戦する好循環を構築します。 様々な地域・産業と繋がる結節点として、自社・お客さまの人権尊重への取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ③従業員が働きがいを感じる職場の実現 ④サプライチェーン全体における人権の尊重
貧困・格差	<ul style="list-style-type: none"> 日本やアジアにおいて、次世代を担う子どもたちへ教育・挑戦の機会を提供するなど、貧困・格差の解消に向けて取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤次世代への貧困・格差の連鎖を断つ ⑥新興国における金融包摂への貢献
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> 高度な金融・非金融ソリューションの提供や、誰でも利用可能なデジタルインフラの構築を通じ、全世代の安定した資産形成を実現します。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦人生100年時代への不安解消 ⑧人口減少社会を支える利便性の高い基盤の構築
日本の再成長	<ul style="list-style-type: none"> 時代の変化を捉えつつ、金融機能を最大限発揮し、お客さまのビジネスモデル変革を支援、あるいは新たな産業育成を牽引することで、日本の再成長に貢献します。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨企業のビジネスモデル変革支援 ⑩イノベーション創出・新たな産業の育成

図-2 新たな重点課題の基本的な考え方と「10のゴール」

(出典：SMBCグループウェブサイト 中期経営計画)

iv. 「SMFG/SMBC ソーシャルファイナンスフレームワーク」について

SMFG および SMBC は、2015 年以降、「SMFG/SMBC グリーンファイナンスフレームワーク」に基づき、国内外において定期的にグリーンボンドの発行およびグリーンローンの実行を行い、グリーン適格プロジェクトへのファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当してきました。

今回、SMFG および SMBC は、Digital Inclusion を含むグローバルな社会課題の解決に向けた取組をさらに推進するため、SMFG および SMBC が調達する資金について、本フレームワークを策定しました。

SMFG および SMBC は、本フレームワークの活用により、アジア新興国を中心に、Digital Inclusion をはじめとするグローバルな社会課題の解決を推進することを企図しています。本フレームワークが参照した枠組みについては、後述のⅡ項(3)に記載されています。

ソーシャルファイナンスで調達した資金は、全額以下 8 つの対象事業区分のいずれかに該当する、新規または既存のプロジェクトに関するファイナンスおよび/またはリファイナンス（以下、ソーシャル適格プロジェクト）に充当されます。代表的な資金用途および対象となる人々は後述のスケジュール-1 およびスケジュール-2 に示す通りです。

- (1) 手ごろな価格の基本的インフラ設備／基本的インフラ設備^{*1}
- (2) 必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）^{*1}
- (3) 必要不可欠なサービスへのアクセス（教育および職業訓練）^{*1}
- (4) 必要不可欠なサービスへのアクセス（公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応）
- (5) 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント（金融包摂）^{*1}
- (6) 手ごろな価格の住宅
- (7) 雇用創出
- (8) 食料の安全保障と持続可能な食料システム

*1 上記(1)の基本的インフラ設備 および (2), (3), (5)は、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに該当する場合があります。

II. スコープと目的

SMFG および SMBC は、DNV にソーシャルファイナンス運用前の本フレームワーク評価を委託しています。DNV における本フレームワーク評価の目的は、SMFG および SMBC がソーシャルファイナンスとして調達した資金が、後述する DIFG を含む SBP などの基準に合致して適切に運用されることを確認するための評価を実施し、その適格性についてセカンド・パーティ・オピニオンを提供することです。

DNV は独立した外部レビュー機関としてセカンド・パーティ・オピニオンの提供に際し、SMFG および SMBC とは事実および認識においていかなる利害関係も持たないことを宣言します。また、この報告書では、今後本フレームワークに基づき実行されるソーシャルファイナンスの財務的なパフォーマンス、いかなる投資の価値、あるいは長期の社会便益に関する保証も提供されません。

(1) レビューのスコープ

レビューは以下の項目について評価し、SBP などの基準に規定される主要な 4 要素との整合性について確認されました。

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの選定と評価のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポートニング |

※その他に、DIFG で求められる要素との整合性についても確認されました。

(2) レビュー提供者の役割

- | | |
|---|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンド・パーティ・オピニオン | <input type="checkbox"/> 認証 |
| <input type="checkbox"/> 検証 | <input type="checkbox"/> 格付け |
| <input type="checkbox"/> その他: | |

(3) 適用または参照される基準/ガイドライン

No.	基準/ガイドライン	発行者	適用レベル*1
1	ソーシャルボンド原則 2025 年版	国際資本市場協会 (ICMA)	適用
2	ソーシャルローン原則 2025 年版	ローン・マーケット・アソシエーション (LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA)、ローン・シンジケーション & トレーディング・アソシエーション (LSTA)	適用
3	ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版	金融庁	適用
4	Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing 2021	WEF (World Economic Forum)	適用

*1 適用: 各原則やガイドラインに規定される 4 つ 要素または 6 つの要素全てに対する適格性を評価した

Ⅲ. 資金調達者及び DNV の責任

SMFG および SMBC は、DNV がレビューを実施するために必要な情報やデータを提供しました。DNV のセカンド・パーティ・オピニオンは、独立した意見を表明するものであり、我々に提供された情報を基に、確立された基準が満たされているかどうかについて SMFG、SMBC およびソーシャルファイナンスの利害関係者に情報提供することを意図しています。我々の業務は、SMFG および SMBC から提供された情報および事実に依拠しています。DNV は、この意見表明の中で参照する選定された活動のいかなる側面に対して責任がなく、SMFG および SMBC から提供された情報および事実に基づく試算、観察結果、意見又は結論が不正確である場合、それに対し責任を問われることはありません。従って DNV は、SMFG および SMBC の関係者から提供されたこの評価の基礎として使用された情報やデータの何れかが正確または完全でなかった場合においても、責任を問われないものとします。

IV. DNV 意見の基礎

DNV は、資金調達者にとってより柔軟なソーシャルファイナンス適格性評価手順（以下、手順）を適用するために、SBP などの関連する基準の要求事項を考慮した手順を作成しました。スケジュール-3 を参照してください。この手順は SBP などの関連する基準に基づくソーシャルファイナンスに適用可能です。また、DNV は、DIFG への適格性を評価するために、デジタルインクルージョンファイナンス適格性チェックリストを作成しました。スケジュール-4 を参照して下さい。この手順は、DIFG に基づくデジタルインクルージョンファイナンスに適用可能です。

DNV はこの手順に基づく評価により、独立した外部レビュー機関としてセカンド・パーティ・オピニオンを提供します。DNV の手順は、DNV の意見表明の根拠に資する一連の適切な基準を含んでいます。その基準の背景にある包括的な原則は、ソーシャルファイナンスが「社会便益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」というものです。DNV の手順に従って、レビュー対象である当該ソーシャルファイナンスに対する基準は SBP などで示される、それぞれ 4 つの共通要素に分けられます。

要素1. 調達資金の使途

調達資金の使途の基準は、ソーシャルファイナンスにより調達した資金をソーシャル適格プロジェクトに使わなければならない、という要求事項によって定められています。ソーシャル適格プロジェクトは、明確な社会的便益を提供するものです。

要素2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

プロジェクトの評価及び選定の基準は、資金調達者が、ソーシャルファイナンスの使途とするソーシャル適格プロジェクトの適格性を判断する際に従うプロセスの概要を示さなければならない、また、ソーシャル適格プロジェクトが目的に対する影響をどのように考慮しているかの概要を示さなければならない、という要求事項によって定められています。

要素3. 調達資金の管理

調達資金の管理の基準は、ソーシャルファイナンスによって調達された資金が資金調達者によって追跡管理されなければならないこと、また、必要な場合には、区別されたポートフォリオを構築し、未充当資金がどのように扱われるか公表するという観点で作成されなければならないことが、要求事項によって定められています。

要素4. レポーティング

レポーティングの基準は、ソーシャルファイナンスの資金提供者に対して、少なくとも、資金の充当状況および可能な場合には定量的もしくは定性的かつ適切なパフォーマンス指標を用いた定期報告書を発行する、という推奨事項によって定められています。

また、DNV は、上記の 4 つの共通要素をレビューする中で、今回適用した DIFG で求められる以下の A～F の 6 つの要素についても確認を行いました。

- DIFG-A** : 発行体／借入人のデジタルインクルージョンへのアプローチ
- DIFG-B** : 調達資金の使途および/または KPI
- DIFG-C** : デジタルインクルージョンプロジェクトの評価と選定計画の説明
- DIFG-D** : 調達資金の管理に関する説明
- DIFG-E** : レポーティング義務の概要
- DIFG-F** : 外部レビュープロセス

V. 評価作業

DNV の評価作業は、SMFG および SMBC によって誠実に情報提供されたという理解に基づいた、利用可能な情報を用いた包括的なレビューで構成されています。DNV は、資金調達前の評価では、提供された情報の正確性をチェックするための監査やその他試験等を実施していません。DNV の意見を形成する評価作業には、以下が含まれます。

i. 資金調達前アセスメント

- この評価に資する上述およびスケジュール-1,スケジュール-2 に関し、ソーシャルファイナンスへの適用を目的とした資金調達者特有の評価手順の作成。
- このソーシャルファイナンスに関して資金調達者より提供された根拠文書の評価、および包括的なデスクトップ調査による補足的評価。これらのチェックでは、最新のベストプラクティスおよび標準方法論を参照。
- 資金調達者との協議および、関連する文書管理のレビュー。
- 基準の各要素に対する観察結果の文書作成。

ii. 資金調達後アセスメント（*この報告書には含まれません）

- ソーシャルファイナンス調達後に、資金調達者により提供された根拠書類の評価、包括的なデスクレビューによる補足評価
- 資金調達者の管理者へのインタビューおよび関連する文書管理のレビュー
- 現地調査および検査(必要な場合)
- 資金調達後時点での対象プロジェクトおよび資産のレビュー(スケジュール-1 およびスケジュール-2 に記載された内容の更新)
- 資金調達後アセスメントでの観察結果の文書作成

VI. 観察結果と DNV の意見

DNV の観察結果と意見は下記の(1)～(4)の SBP などの基準に示される 4 つの要素に対するものです。

(1) 調達資金の使途

DNV は、ソーシャルファイナンスを通じて調達する資金が、SBP などでは示される以下の 8 つの事業区分のいずれかに該当する、既存または新規のソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに対するファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当されることを確認しました。ソーシャル適格プロジェクトの代表例、および、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの代表例 をそれぞれ、表-3 および表-4 に示します。ソーシャル適格プロジェクトまたは Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトにより便益を受ける人々（対象者）については、スケジュール-1 およびスケジュール-2 を参照して下さい。

- (1) 手ごろな価格の基本的インフラ設備／基本的インフラ設備^{*1}
- (2) 必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）^{*1}
- (3) 必要不可欠なサービスへのアクセス（教育および職業訓練）^{*1}
- (4) 必要不可欠なサービスへのアクセス（公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応）
- (5) 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント（金融包摂）^{*1}
- (6) 手ごろな価格の住宅
- (7) 雇用創出
- (8) 食料の安全保障と持続可能な食料システム

*1 上記(1)の基本的インフラ設備 および (2), (3), (5)は、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに該当する場合があります。

表-3 ソーシャル適格プロジェクト 代表例

No.	事業区分	代表的な資金使途	関連する SDGs 目標
1	手ごろな価格の基本的インフラ設備	<p>交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発展途上の農村部や道路網が存在しない、または著しく不十分な地域における接続性向上に資する公共交通インフラ（道路、橋等） ・ 歩道の整備（障がい者向け含む） <p>水と衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村部や郊外地域における、無料の飲料水へのアクセス向上のためのインフラ・サービスの整備 ・ 農村部や郊外地域における下水処理や公衆衛生向上のためのインフラ・サービスの整備 <p>電気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気のアクセスが無い、または著しく不十分な地域における送配電インフラの整備 	 

No.	事業区分	代表的な資金使途	関連するSDGs目標
2	必要不可欠なサービスへのアクセス (医療)	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金付きで利用可能な医療施設（病院、診療所、医療センター、薬局等）および高齢者や児童ケア施設の建設、開発、または維持管理 全ての人に無料または補助金付きで提供される重要な医療機器の開発および診断サービスの提供（磁気共鳴画像（MRI）装置、人工呼吸器、または臨床検査等診断をサポートするサービスを含む） 世界保健機関（WHO）の Model Lists of Essential Medicines に含まれる、サービスが行き届いていない人々や地域に向けた手ごろな価格または補助金付きの医薬品の研究、開発、製造 	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金が給付される幼稚園、小学校から高等教育までの教育および保育施設・プログラムの開発 公的、無料または補助金が給付される学校や大学のキャンパスおよび学生寮の建設 公的、無料または補助金が給付される職業・技術訓練施設や機関の開発 低中所得および/または疎外された人々やコミュニティへの教育ローンの提供 教員の配置、教員研修および教材の提供 	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス (公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応)	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の発生やそのような事態による悪影響に対抗するための供給物資の研究、開発、運営および生産 疾病の発生を防止および/または緩和するための検査、ワクチンおよび/またはその他薬品の研究、開発および物流展開 疾病の発生による経済の減速で悪影響を受けた中小零細企業向けの融資 	
5	必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂)	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者への融資およびマイクロファイナンス機関への資金提供 	 
6	手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する手ごろな価格の住宅、シェルター、中間施設や住宅ローン 	
7	雇用創出	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する雇用創出プロジェクト/プログラム 	 
8	食料の安全保障と持続可能な食料システム	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合食糧農業機関（FAO）が定める小規模農家に対する、生産性や栄養価の向上又は食品ロス防止に資するプロジェクト/プログラム（フェアトレード認証を含む） FAO が定める栄養不良や食品安全保障に対処する栄養改善プログラムへのアクセス向上 FAO が定める十分な保管・食料の保存改善・食品ロス防止のための食品チェーン内の連携強化を目的とした倉庫等のインフラや施設への投資/プロジェクト 	

表-4 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト 代表例

No.	事業区分	代表的な資金使途	関連する SDGs 目標
1	必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂)	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者への ウェブサイトやモバイルアプリを通じて、オンラインで提供される融資（デジタルローン） ファイナンスや金融サービスへのアクセスを可能にする、またはアクセスを向上させるためのデジタルツールの開発 中小零細企業およびマイクロファイナンス機関がデジタル経済や電子商取引に参加し、デジタル変革を促進するプロジェクトや活動 金融デジタルリテラシー教育プログラムの構築と実施 	
2	基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> 通信塔の建設・改修 伝送線、低普及地域におけるデータ伝送、低密度地域におけるデータセンター*1 を含む新たな電気通信ネットワークの開発。特に、農村部のようなこれまで十分なサービスを受けていなかった地域社会に到達するように設計され、政府サービス、医療情報、教育およびその他の社会サービスへのアクセスに関連するサービスを提供することを目的とするもの 中小零細企業のデジタル経済への参加促進 通信、モビリティ、先進産業技術のための研究開発施設 光ファイバーネットワークの整備 	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス (医療)	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療サービスを支えるためのデジタルツールの提供・開発 病院や介護施設で遠隔医療サービスを提供するための人材の教育・訓練 	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、ノートパソコン、コンピューター等の学習を支援する技術デバイスの提供 学校や大学の教員、教授、管理スタッフに対するデジタル教育の提供およびリモート学習改善のための研修 	

代表的な対象となる人々

本フレームワークでの対象となる人々は社会的・経済的に不利な立場にある人々や不可欠なサービス、インフラへのアクセスが難しい個人やコミュニティが含まれます。これらには以下が含まれます。

- 低中所得層および社会的に弱い人々
 - 国・地域の貧困ラインを下回る個人または世帯、または関係政府機関や多文化的な基準により低中所得層と定義された人々
 - 高齢者、障がい者、社会的に立場の弱い民族および避難民等の支援を必要とする人々
- 十分な支援が行き届いてない地理的に離れた地域に住む人々
 - 農村部、都市周辺、地理的に隔絶された地域に位置する基本的なインフラやサービスが不足している人々
 - 手ごろな交通手段、上下水道、安定した電力供給、インターネットを含むデジタル通信環境へのアクセスが限られている人々
- 不可欠なサービスへのアクセスが限られている人々
 - 予防医療、母子保健サービス、パンデミック対応等を含む質の高い医療に十分なアクセスがない人々
 - 支援が行き届いていない地域に住む子ども、若者、女性等正規の教育や職業訓練をほとんどあるいはまったく受けられない人々
 - 従来信用制度では資金調達が難しい、個人や零細事業者
- 住まいおよび食料不安を抱える人々
 - 劣悪な環境や安全性に欠ける住宅または手ごろな値段でない住宅で暮らす人々や家族あるいはホームレス状態にある人々またはそのリスクのある人々
 - 栄養があり、手ごろな食料を持続的に十分得ることができず、安定した食生活を送ることが難しい人々
- デジタルローン：中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者

注：実施される各ソーシャルファイナンスに関連した開示において必要に応じて、該当する地域、国内、国際的なガイドラインや基準を適用し対象となる人々を設定します。

*1 データセンターのソーシャル性に関する補足

DNV は、アセスメントにおいて、表-4 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト No.2 基本的インフラ整備に含まれる、「データセンター」に関するソーシャル性について、十分な時間をかけて確認を行いました。

データセンターは、通信塔建設や伝送線の敷設等と一体化した基本的インフラ設備と考えられ、Digital Inclusion を促進するための基本的インフラ設備の構築という観点で、計画された Digital Inclusion に資するサービスの提供の実現においては十分な容量・能力を持つデータセンターが必要と考えられます。

一方で、データセンターという施設の性質上、一般的にはデータセンターの利用者および利用の形態を限定することが難しいことから、その意図したソーシャル性を実証することが難しいという問題があります。しかしながらアセスメントの結果、データセンターが、SBP などにおける要求事項（ソーシャルプロジェクトとして評価し得る社会課題の特定、受益者、プロジェクトの必要性、具体的に想定される社会的便益の提示）に対応し、以下の a) データセンターにより創出される社会的便益に係る項目を満たす場合には、十分に Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトとして、適格性を示し得るという結論に達しています。

a) データセンターにより創出される社会的便益に係る項目

- Digital Inclusion を促進するための基本的インフラ設備の構築という観点で、十分な容量・能力を持つデータセンターが伴わなければ、計画した Digital Inclusion に資するサービスの提供の実現が困難であること。（すなわち、データセンターが通信塔建設や伝送線の敷設等と一体化した、基本的インフラ設備と考えられること。）
- データセンターを含む基本的インフラ設備の建設により、意図した受益者への便益が明確であること。
（例：遠隔医療サービス、デジタル学習、デジタルローンなどのサービスの普及）

※ 上記の項目以外にもデータセンターの利用目的、国・地域・産業の特性の考慮、時宜に応じたソーシャル性が十分に説明される場合も含まれ得る。

今後、SMFG および SMBC がデータセンターの開発、建設、運用または取得等に関するファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当する場合は、当該データセンターが上記の SBP などにおける要求事項を満たしていることを投資家等のステークホルダーに対して、明確に情報提供することが重要です。

また、ソーシャルファイナンスによる調達資金の充当対象となるデータセンターにつき、以下の b) に示されるようなデータセンターの立地および環境面での持続性に係る条件を考慮することが期待されます。

b) 対象となるデータセンターの立地および環境面での持続性に係る項目

- 対象となる国の法域内に、データセンターを建設し、データの保管を実現することによってプライバシーデータの保護を含むデータセキュリティを維持することが可能になり、ソーシャル適格プロジェクトの意図した受益者に対する便益を創出し得ること。（例：デジタルおよび社会的に脆弱な人々を含む幅広い階層の人々に、信頼できるデジタルサービスへのアクセスを保証する）
- 既存のデータセンターよりもエネルギー効率に優れた又は再生可能エネルギーなどの利用に適した/利用を意図したデータセンターの建設により地域内でのエネルギー効率の向上、温室効果ガスの排出量の削減（気候変動の緩和）などの課題に貢献し、地域住民や中小事業者によるデジタル利用の持続性に寄与し得ること。

SBP などで分類される調達資金の用途

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 手ごろな価格の基本的インフラ設備 | <input checked="" type="checkbox"/> 必要不可欠なサービスへのアクセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 手ごろな価格の住宅 | <input checked="" type="checkbox"/> 雇用創出 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム | <input checked="" type="checkbox"/> 社会経済的向上とエンパワーメント |
| <input type="checkbox"/> SBP/SLP 分類に適合すると考えられる、もしくは SBP/SLP には記載されていないが適格性のある領域である | <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に記載):
デジタルインクルージョン(デジタルデバイドなどから生じる社会的な課題への取り組み) |

(2) プロジェクトの評価と選定プロセス

DNV は、SMBC グループが、「環境」、「DE&I・人権」、「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の 5 つを新たな重点課題（マテリアリティ）と定め、併せて、重点課題の解決によって目指す方向性として「10 のゴール」を設定していること、および、ソーシャルファイナンスの資金充当対象として想定される事業は、こうした重点課題に含まれる事業であり、それぞれが社会課題の解決に資するものであることを確認しました。

また、SMBC グループは、「貧困・格差」を取り組むべき重点課題の一つに掲げ、新興国における貧困・格差の改善等に取り組んでいます。SMBC グループは、新興国を中心に、通信インフラ・デバイス不足等を原因として、多くの人々がインターネットにアクセスできておらず、その深刻な Digital Divide が格差助長・固定化の要因であることを認識しています。SMBC グループは、新興国を含むアジア地域に根差す金融機関として、Digital Inclusion の実現に向けた取組および資金提供が、社会課題の改善に貢献するものと考え、ソーシャル適格プロジェクトに Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトを含めています。Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの詳細は、スケジュール-2 を参照して下さい。

DNV は、SMFG および SMBC が、次のプロセスで具体的なソーシャル適格プロジェクトの評価選定を決定することを確認しました。具体的には、SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等のアセット保有部署がソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトを選定し、SMFG 企画部 IR 室と SMBC 市場資金部が資金充当する適格プロジェクトを協議し、SMFG 企画部長により決定・承認されます。尚、ソーシャル適格プロジェクトの評価・選定にあたっては、ソーシャルファイナンスの企画・実行経験があり、グローバルレベルでの最新動向について十分な知見を有するグループが評価・選定を行うとともに、選定するプロジェクトのソーシャル適格性やそれらの社会的便益の特定において、必要に応じて外部コンサルタントを起用することも計画しています。

さらに、SMFG 企画部 IR 室、SMFG 社会的価値創造企画部、SMBC 市場資金部、SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等の適格プロジェクト関連部署が、少なくとも年に 1 回、次の事項を実施することを本フレームワークにおいて明確に規定しています。

- i) 適格プロジェクトのレビューおよび正当性・妥当性の確認
- ii) 適格プロジェクトへの資金配分の更新
- iii) 年次の資金充当状況レポートおよびインパクトレポートの正当性・妥当性の確認
- iv) ソーシャルファイナンス市場におけるマーケットプラクティスのモニタリングおよび本フレームワークの運用・適用への反映

評価及び選定

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 資金調達者の社会貢献目標の達成に合致していること | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトが定義された適格カテゴリーに適合していることを示した文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること |
| <input checked="" type="checkbox"/> ソーシャルファイナンスの調達資金の用途として適格なプロジェクトであり、透明性が確保されていること | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト実行に伴う潜在的な ESG リスクを特定し、管理していることを文書化されたプロセスにより評価及び選定されていること |
| <input checked="" type="checkbox"/> 公表されている基準要旨に基づきプロジェクトの評価と選定が行われていること | <input type="checkbox"/> (具体的に記載): |

責任に関する情報及び説明責任

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 外部機関による助言若しくは検証による評価/選定基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 組織内部での評価 |
| <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): | |

(3) 調達資金の管理

DNV は、SMFG および SMBC がソーシャルファイナンスの運用期間において、どのように資金を追跡管理するかについて確認しました。SMFG および/またはグループ子会社の各アセット所管部・SMFG 社会的価値創造企画部は、ソーシャルファイナンスによる調達資金が適格プロジェクトに充当されていることを確認し、SMFG 社会的価値創造企画部は、ソーシャルファイナンスの債務の完了まで年次で記録および追跡管理を行います。

また、調達資金については、ソーシャルファイナンスによる調達後遅くとも 3 年以内には適格プロジェクトへその全額を充当し、未充当資金が発生した場合は、現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品にて運用する予定です。尚、売却・繰上返済等の理由により、資金充当した適格プロジェクトが不適格となった場合は、実務上可能な限り速やかに、他の適格プロジェクトへ再充当することを計画しています。

DNV は、資金充当状況について、SMFG 社会的価値創造企画部が、内部管理システム等を用いて調達資金の充当状況を管理し、十分に追跡可能であることを確認しました。

調達資金の追跡管理:

- ソーシャルファイナンスにより調達された資金のうち充当を計画している一部若しくは全ての資金は、資金調達者により体系的に区別若しくは追跡管理される
- 未充当資金の一時的な投資の種類、予定が開示されている
- その他 (具体的に記載):

追加的な開示情報:

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 新規投資のみに充当 | <input checked="" type="checkbox"/> 既存及び新規投資の両方に充当 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 個別(プロジェクト)の支出に充当 | <input type="checkbox"/> ポートフォリオの支出に充当 |
| <input type="checkbox"/> 未充当資金のポートフォリオを開示 | <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載): |

(4) レポートニング

DNV は、SMFG および SMBC がソーシャルファイナンスで調達した資金の充当状況について、以下を含む情報を、年次で SMFG ウェブサイトの専用ページで開示報告する予定であることを確認しました。

- i) 充当している適格プロジェクトの概要（融資残高含む）、未充当資金の詳細
- ii) ソーシャルファイナンスによる資金調達が、適格プロジェクトへの充当または現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品で運用されていることに関する経営陣からの表明
- iii) 適格プロジェクトのケーススタディ（実務上可能な範囲）

充当された適格プロジェクトによってもたらされる社会的便益は、プロジェクト全体または個別のプロジェクトごとに算出され、実務的に可能な範囲で、SMFG ウェブサイトの専用ページで開示される予定です。開示を予定している社会的便益のレポートニング指標の例は、表-5 および表-6 をご参照下さい。

表-5 ソーシャル適格プロジェクトのインパクトレポートニング指標

No.	事業区分	インパクトレポートニング指標（例）	関連する SDGs 目標
1	手ごろな価格の基本的インフラ設備	交通 ・ 交通インフラを使用する人数 水と衛生 ・ 下水道・衛生設備を利用する人数 電気 ・ 送配電インフラを利用する人数	 
2	必要不可欠なサービスへのアクセス（医療）	・ 病床数 ・ 医療、高齢者介護、または保育施設、設備、またはサービスを受ける人数	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス（教育および職業訓練）	・ 教育・職業訓練施設の恩恵を受ける人数 ・ 教育ローンを借りる人数	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス（公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応）	・ 感染症の予防や症状の軽減を目的に検査・ワクチン・医薬品の研究開発に対して資金提供をされたプログラム数 ・ 恩恵を受けている中小零細企業の数	
5	必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント（金融包摂）	・ 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップ、マイクロファイナンス機関や低中所得者に対する融資件数	 
6	手ごろな価格の住宅	・ 手頃な価格の住宅、シェルター、および中間施設から恩恵を受ける人数 ・ 住宅ローンを借りる人数	
7	雇用創出	・ 恩恵を受けている中小零細企業の数 ・ 新たに創出・支援・維持された雇用者数	 

No.	事業区分	インパクトレポート指標（例）	関連する SDGs 目標
8	食料の安全保障と持続可能な食料システム	<ul style="list-style-type: none"> 農業プロジェクトの支援を受ける小規模農家数 栄養不良対策プロジェクトの支援を受ける人数 削減された食品ロス総量 	

表-6 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトのインパクトレポート指標

No.	事業区分	インパクトレポート指標（例）	関連する SDGs 目標
1	必要不可欠なサービスへのアクセス/ 社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂)	<ul style="list-style-type: none"> デジタルプラットフォームを通じて新たに銀行口座を開設した人数 デジタルローン借りる人数 デジタルバンキングサービスのアクティブユーザー数 金融包摂を促進するために実施された Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの数 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの恩恵を受けている中小零細企業およびマイクロファイナンス機関の数 	  
2	基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラ、ネットワーク、研究開発施設数 通信インフラ、ネットワーク、研究開発施設の恩恵を受けている人数 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの恩恵を受けている中小零細企業の数 	
3	必要不可欠なサービスへのアクセス (医療)	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療サービスの恩恵を受けている人数 遠隔医療サービスを提供するための訓練を受けた人数 	
4	必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> デジタル学習を促進するために提供される技術機器の数 デジタル学習の恩恵を受けている人数 デジタル教育を提供し、遠隔学習を改善するためのトレーニングを受けた人数 	

資金充当状況に関する報告事項:

- プロジェクト単位
- 関連する個々のファイナンス単位
- プロジェクトポートフォリオ単位
- その他(具体的に記載):

報告される情報:

- 資金充当額
- その他(具体的に記載):
- 投資総額のうちソーシャルファイナンスにより充当された額割合

頻度:

- 毎年(充当完了まで)
- その他(具体的に記載):
- 半年ごと

インパクトレポート (社会的便益):

- プロジェクト単位
- 関連する個々のファイナンス単位
- プロジェクトポートフォリオ単位
- その他(具体的に記載):

頻度:

- 毎年
- その他(具体的に記載):
- 半年ごと

報告される情報 (予測される効果、若しくは発行後):

- 製品の継続使用者数
- その他の ESG 評価項目(具体的に記載):
ソーシャル適格プロジェクトに関連するパフォーマンスデータ

開示方法

- 財務報告書に記載(統合報告書)
- 臨時報告書に記載
- レビュー済報告書に記載(この場合は、外部レビューの対象となった報告項目を具体的に記載):
- サステナビリティレポートに記載
- その他(具体的に記載): ウェブサイトに開示

Ⅶ. 評価結果

DNV は、SMFG および SMBC から提供された情報と実施された業務に基づき、SMFG/SMBC ソーシャルファイナンスフレームワークが、適格性評価手順の要求事項を満たしており、SBP などの「社会への利益をもたらす新規又は既存プロジェクトのための資本調達や投資を可能とする」という、ソーシャルファイナンスの定義・目的と一致していることを意見表明します。

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

2025 年 7 月 16 日



塚崎 旭

テクニカルレビューア

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



前田 直樹

代表取締役/SCPA シニアヴァイスプレジデント

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



金留 正人

プロジェクトリーダー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社



寺田 和正

アセッサー

DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社

About DNV

Driven by our purpose of safeguarding life, property and the environment, DNV enables organisations to advance the safety and sustainability of their business. Combining leading technical and operational expertise, risk methodology and in-depth industry knowledge, we empower our customers' decisions and actions with trust and confidence. We continuously invest in research and collaborative innovation to provide customers and society with operational and technological foresight.

With our origins stretching back to 1864, our reach today is global. Operating in more than 100 countries, our 16,000 professionals are dedicated to helping customers make the world safer, smarter and greener.

Disclaimer

Responsibilities of the Management of the Issuer and the Second-Party Opinion Providers, DNV : The management of Issuer has provided the information and data used by DNV during the delivery of this review. Our statement represents an independent opinion and is intended to inform the Issuer management and other interested stakeholders in the Bond as to whether the established criteria have been met, based on the information provided to us. In our work we have relied on the information and the facts presented to us by the Issuer. DNV is not responsible for any aspect of the nominated assets referred to in this opinion and cannot be held liable if estimates, findings, opinions, or conclusions are incorrect. Thus, DNV shall not be held liable if any of the information or data provided by the Issuer's management and used as a basis for this assessment were not correct or complete

スケジュール-1 SMFG/SMBC ソーシャルファイナンス ソーシャル適格プロジェクト

表中に記載されている対象プロジェクトは、ソーシャルファイナンスフレームワーク評価時点(2025年7月現在)で適格性を評価済みのソーシャルファイナンス充当対象プロジェクトです。ソーシャル適格プロジェクトの事業区分はSBPなどで代表例として示される分類です。今後、フレームワークに基づき実行されるソーシャルファイナンスでは、下記のソーシャル適格プロジェクトが適格プロジェクトとして選定され、また、追加的にソーシャルプロジェクトが含まれる場合には事前にSMFGおよびSMBCにより適格性が評価され、必要な場合にはDNVにより適時評価される予定です。

No.	事業区分および 関連するSDGs目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標 (例)
1	手ごろな価格の基本的インフラ設備  	交通 <ul style="list-style-type: none"> 発展途上の農村部や道路網が存在しない、または著しく不十分な地域における接続性向上に資する公共交通インフラ（道路、橋等） 歩道の整備（障がい者向け含む） 水と衛生 <ul style="list-style-type: none"> 農村部や郊外地域における、無料の飲料水へのアクセス向上のためのインフラ・サービスの整備 農村部や郊外地域における下水処理や公衆衛生向上のためのインフラ・サービスの整備 電気 <ul style="list-style-type: none"> 電気のアクセスが無い、または著しく不十分な地域における送配電インフラの整備 	社会的・経済的に不利な立場にある人々や不可欠なサービス、インフラへのアクセスが難しい個人やコミュニティ。これらには以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> 低所得層および社会的に弱い人々 <ul style="list-style-type: none"> 国・地域の貧困ラインを下回る個人または世帯、または関係政府機関や多文化的な基準により低所得層と定義された人々 高齢者、障がい者、社会的に立場の弱い民族および避難民等の支援を必要とする人々 十分な支援が行き届いてない地理的に離れた地域に住む人々 <ul style="list-style-type: none"> 農村部、都市周辺、地理的に隔絶された地域に位置する基本的なインフラやサービスが不足している人々 手ごろな交通手段、上下水道、安定した電力供給、インターネットを含むデジタル通信環境へのアクセスが限られている人々 不可欠なサービスへのアクセスが限られている人々 	交通 <ul style="list-style-type: none"> 交通インフラを使用する人数 水と衛生 <ul style="list-style-type: none"> 下水道・衛生設備を利用する人数 電気 <ul style="list-style-type: none"> 送配電インフラを利用する人数

No.	事業区分および 関連する SDGs 目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標 (例)
2	必要不可欠なサービスへの アクセス (医療) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金付きで利用可能な医療施設（病院、診療所、医療センター、薬局等）および高齢者や児童ケア施設の建設、開発、または維持管理 全ての人に無料または補助金付きで提供される重要な医療機器の開発および診断サービスの提供（磁気共鳴画像（MRI）装置、人工呼吸器、または臨床検査等診断をサポートするサービスを含む） 世界保健機関（WHO）の Model Lists of Essential Medicines に含まれる、サービスが行き届いていない人々や地域に向けた手ごろな価格または補助金付きの医薬品の研究、開発、製造 	<ul style="list-style-type: none"> 予防医療、母子保健サービス、パンデミック対応等を含む質の高い医療に十分なアクセスがない人々 支援が行き届いていない地域に住む子ども、若者、女性等正規の教育や職業訓練をほとんどあるいはまったく受けられない人々 従来信用制度では資金調達が難しい、個人や零細事業者 住まいおよび食料不安を抱える人々 <ul style="list-style-type: none"> 劣悪な環境や安全性に欠ける住宅または手ごろな値段でない住宅で暮らす人々や家族あるいはホームレス状態にある人またはそのリスクのある人々 栄養があり、手ごろな食料を持続的に十分得ることができず、安定した食生活を送ることが難しい人々 	<ul style="list-style-type: none"> 病床数 医療、高齢者介護、または保育施設、設備、またはサービスを受ける人数
3	必要不可欠なサービスへの アクセス (教育および職業訓練) 	<ul style="list-style-type: none"> 公的、無料または補助金が給付される幼稚園、小学校から高等教育までの教育および保育施設・プログラムの開発 公的、無料または補助金が給付される学校や大学のキャンパスおよび学生寮の建設 公的、無料または補助金が給付される職業・技術訓練施設や機関の開発 低中所得および/または疎外された人々やコミュニティへの教育ローンの提供 教員の配置、教員研修および教材の提供 	注：実施される各ソーシャルファイナンスに関連した開示において必要に応じて、該当する地域、国内、国際的なガイドラインや基準を適用し対象となる人々を設定します。	<ul style="list-style-type: none"> 教育・職業訓練施設の恩恵を受ける人数 教育ローンを借りる人数

No.	事業区分および 関連する SDGs 目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標 (例)
4	必要不可欠なサービスへの アクセス (公衆衛生上の緊急事態 /パンデミック対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の発生やそのような事態による悪影響に対抗するための供給物資の研究、開発、運営および生産 疾病の発生を防止および/または緩和するための検査、ワクチンおよび/またはその他薬品の研究、開発および物流展開 疾病の発生による経済の減速で悪影響を受けた中小零細企業向けの融資 		<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防や症状の軽減を目的に検査・ワクチン・医薬品の研究開発に対して資金提供をされたプログラム数 恩恵を受けている中小零細企業の数
5	必要不可欠なサービスへの アクセス/社会経済的向上 とエンパワーメント (金融包摂)  	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者への融資およびマイクロファイナンス機関への資金提供 		<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップ、マイクロファイナンス機関や低中所得者に対する融資件数
6	手ごろな価格の住宅 	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する手ごろな価格の住宅、シェルター、中間施設や住宅ローン 		<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格の住宅、シェルター、および中間施設から恩恵を受ける人数 住宅ローンを借りる人数
7	雇用創出  	<ul style="list-style-type: none"> 低中所得および/または社会的に疎外された人々・コミュニティに対する雇用創出プロジェクト/プログラム 		<ul style="list-style-type: none"> 恩恵を受けている中小零細企業の数 新たに創出・支援・維持された雇用者数

No.	事業区分および 関連する SDGs 目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標 (例)
8	食料の安全保障と持続可能な食料システム 	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合食糧農業機関（FAO）が定める小規模農家に対する、生産性や栄養価の向上又は食品ロス防止に資するプロジェクト/プログラム（フェアトレード認証を含む） FAO が定める栄養不良や食品安全保障に対処する栄養改善プログラムへのアクセス向上 FAO が定める十分な保管・食料の保存改善・食品ロス防止のための食品チェーン内の連携強化を目的とした倉庫等のインフラや施設への投資/プロジェクト 		<ul style="list-style-type: none"> 農業プロジェクトの支援を受ける小規模農家数 栄養不良対策プロジェクトの支援を受ける人数 削減された食品ロス総量

スケジュール-2 SMFG/SMBC Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト

表中に記載されている対象プロジェクトは、ソーシャルファイナンスフレームワーク評価時点(2025年7月現在)で適格性を評価済みのソーシャルファイナンス充当対象プロジェクトです。ソーシャル適格プロジェクトの事業区分はSBPなど代表例として示される分類です。今後、本フレームワークに基づき実行されるソーシャルファイナンスでは、下記のソーシャル適格プロジェクトが適格プロジェクトとして選定され、また、追加的にソーシャルプロジェクトが含まれる場合には事前にSMFGおよびSMBCにより適格性が評価され、必要な場合にはDNVにより適時評価される予定です。

No.	事業区分および関連するSDGs目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標(例)
1	必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント(金融包摂)   	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低所得者へのウェブサイトやモバイルアプリを通じて、オンラインで提供される融資(デジタルローン) ファイナンスや金融サービスへのアクセスを可能にする、またはアクセスを向上させるためのデジタルツールの開発 中小零細企業およびマイクロファイナンス機関がデジタル経済や電子商取引に参加し、デジタル変革を促進するプロジェクトや活動 金融デジタルリテラシー教育プログラムの構築と実施 	社会的・経済的に不利な立場にある人々や不可欠なサービス、インフラへのアクセスが難しい個人やコミュニティ。これらには以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> 低所得層および社会的に弱い人々 <ul style="list-style-type: none"> 国・地域の貧困ラインを下回る個人または世帯、または関係政府機関や多文化的な基準により低所得層と定義された人々 高齢者、障がい者、社会的に立場の弱い民族および避難民等の支援を必要とする人々 十分な支援が行き届いていない地理的に離れた地域に住む人々 <ul style="list-style-type: none"> 農村部、都市周辺、地理的に隔絶された地域に位置する基本的なインフラやサービスが不足している人々 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルプラットフォームを通じて新たに銀行口座を開設した人数 デジタルローンを借りる人数 デジタルバンキングサービスのアクティブユーザー数 金融包摂を促進するために実施されたDigital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの数 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの恩恵を受けている中小零細企業およびマイクロファイナンス機関の数

No.	事業区分および 関連する SDGs 目標	代表的な資金使途	代表的な対象となる人々	インパクトレポート指標 (例)
2	基本的インフラ設備 	<ul style="list-style-type: none"> 通信塔の建設・改修 伝送線、低普及地域におけるデータ伝送、低密度地域におけるデータセンターを含む新たな電気通信ネットワークの開発。特に、農村部のようなこれまで十分なサービスを受けていなかった地域社会に到達するように設計され、政府サービス、医療情報、教育およびその他の社会サービスへのアクセスに関連するサービスを提供することを目的とするもの 中小零細企業のデジタル経済への参加促進 通信、モビリティ、先進産業技術のための研究開発施設 光ファイバーネットワークの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 手ごろな交通手段、上下水道、安定した電力供給、インターネットを含むデジタル通信環境へのアクセスが限られている人々 不可欠なサービスへのアクセスが限られている人々 <ul style="list-style-type: none"> 予防医療、母子保健サービス、パンデミック対応等を含む質の高い医療に十分なアクセスがない人々 支援が行き届いていない地域に住む子ども、若者、女性等正規の教育や職業訓練をほとんどあるいはまったく受けられない人々 従来信用制度では資金調達が難しい、個人や零細事業者 住まいおよび食料不安を抱える人々 <ul style="list-style-type: none"> 劣悪な環境や安全性に欠ける住宅または手ごろな値段でない住宅で暮らす人々や家族あるいはホームレス状態にある人またはそのリスクのある人々 栄養があり、手ごろな食料を持続的に十分得ることができず、安定した食生活を送ることが難しい人々 デジタルローン：中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者 	<ul style="list-style-type: none"> 通信インフラ、ネットワーク、研究開発施設数 通信インフラ、ネットワーク、研究開発施設の恩恵を受けている人数 Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの恩恵を受けている中小零細企業の数
3	必要不可欠なサービスへのアクセス（医療） 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療サービスを支えるためのデジタルツールの提供・開発 病院や介護施設で遠隔医療サービスを提供するための人材の教育・訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養があり、手ごろな食料を持続的に十分得ることができず、安定した食生活を送ることが難しい人々 デジタルローン：中小零細企業、小規模事業主、スタートアップおよび低中所得者 <p>注：実施される各ソーシャルファイナンスに関連した開示において必要に応じて、該当する地域、国内、国際的なガイドラインや基準を適用し対象となる人々を設定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療サービスの恩恵を受けている人数 遠隔医療サービスを提供するための訓練を受けた人数
4	必要不可欠なサービスへのアクセス（教育および職業訓練） 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、ノートパソコン、コンピューター等の学習を支援する技術デバイスの提供 学校や大学の教員、教授、管理スタッフに対するデジタル教育の提供およびリモート学習改善のための研修 	<p>注：実施される各ソーシャルファイナンスに関連した開示において必要に応じて、該当する地域、国内、国際的なガイドラインや基準を適用し対象となる人々を設定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル学習を促進するために提供される技術機器の数 デジタル学習の恩恵を受けている人数 デジタル教育を提供し、遠隔学習を改善するためのトレーニングを受けた人数

スケジュール-3 ソーシャルファイナンス適格性評価手順

下記のチェックリスト(SBP-1 ~ SBP-4)は、ソーシャルボンド原則 2025、ソーシャルローン原則 2025 及びソーシャルボンドガイドライン 2021 を基とした、DNV の本フレームワーク適格性評価の手順です。評価作業における「確認した文書」は、発行体の内部文書等が含まれ発行体から DNV に対して適格性判断の証拠として提供されています。

下記のチェックリストで「ソーシャルボンド」と記載されている箇所は、必要に応じて、「ソーシャルファイナンス」に読み替えて評価する場合があります。

SBP-1 調達資金の使途

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
1a	ボンドの種類	ソーシャルボンドの種類は SBP で定義される以下の種類のいずれかに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・(標準的)ソーシャルボンド ・ソーシャルレバニューボンド ・ソーシャルプロジェクトボンド ・その他 	確認した文書類： <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク 関係者へのインタビュー	評価作業を通じソーシャルファイナンスは以下のカテゴリに分類されることを確認した。 (標準的) ソーシャルファイナンス 具体的には、SMFGおよびSMBCが、ソーシャルファイナンスとして調達した資金は、SMFGまたはその子会社が取組む、以下の条件を満たすソーシャル適格プロジェクトおよび/またはDigital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに対するファイナンスおよび/またはリファイナンスに充当されます。 (a) 該当するソーシャルファイナンスの実行日から遡って2年以内の取組、または (b) 該当するソーシャルファイナンスの実行日以降かつ償還日以前に融資または充当することに同意したもの
1b	ソーシャルプロジェクト分類	ソーシャルボンドにおいて肝要なのは、その調達資金がソーシャルプロジェクトのために使われることであり、そのことは、ソーシャルボンド発行に係る法的書類に適切に記載されるべきである。	確認した文書類： <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク 関係者へのインタビュー	ソーシャルファイナンスで調達される資金は、以下のいずれかの対象区分に属するソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトに充当される予定であり、その旨は、ソーシャルボンド発行またはソーシャルローンの実行に係る法的書類又は契約書などに記載される予定である。 (1) 手ごろな価格の基本的インフラ設備/基本的インフラ設備 (2) 必要不可欠なサービスへのアクセス (医療) (3) 必要不可欠なサービスへのアクセス (教育および職業訓練) (4) 必要不可欠なサービスへのアクセス (公衆衛生上の緊急事態/パンデミック対応) (5) 必要不可欠なサービスへのアクセス/社会経済的向上とエンパワーメント (金融包摂) (6) 手ごろな価格の住宅

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
				<p>(7) 雇用創出 (8) 食料の安全保障と持続可能な食料システム</p> <p>Digital Inclusion を含むソーシャル適格プロジェクトの詳細は、スケジュール-1 およびスケジュール-2 に示される。</p>
1c	社会面での便益	調達資金使途先となる全てのソーシャルプロジェクトは明確な社会面での便益を有すべきであり、その効果は発行体によって評価され、可能な場合は、定量的に示されるべきである。	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>フレームワークにおいて、SMFG および SMBC が、調達資金の充当先となるソーシャル適格プロジェクトについて、客観的な社会課題に関連するものであることを明確にし、適格プロジェクトの実行による受益者および期待される社会貢献(成果)を明確にしていることを確認した。特定された社会課題のうち一部は、Digital Divide によって生じる課題も含まれている。</p> <p>また、SMFG および SMBC が、実務的に可能な範囲でソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトによってもたらされる社会的便益（定量的・定性的効果）についても、開示する予定であることを確認した。代表的なインパクト指標の例については、スケジュール-1 およびスケジュール-2 に示される。</p>
1d	リファイナンスの割合	調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、必要に応じて、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにすることが推奨される。	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>ソーシャルファイナンスにより調達した資金は、SMFG および SMBC によってスケジュール-1 および/またはスケジュール-2 に掲げる Digital Inclusion を含むソーシャル適格プロジェクトに新規ファイナンス又はリファイナンスとして、全額充当予定であることを確認した。</p> <p>SMFG および SMBC は、年度のレポートングによって、新規ファイナンス又はリファイナンスとして充当された金額を含む充当状況を開示する予定であることを確認した。</p>

SBP-2 プロジェクト選定及び評価のプロセス

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
2a	プロジェクト選定のプロセス	<p>ソーシャルボンドの発行体はソーシャルファイナンス調達資金の用途となるプロジェクトの適格性を判断したプロセス概要を示すべきである。これは以下を含む(これに限定されるものではない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なソーシャルプロジェクトの事業区分に含まれると判断するプロセス ソーシャルボンド調達資金の用途となるプロジェクトの適格性についての規準作成 社会面での持続可能性に係る目標 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>DNV は、SMFG および SMBC が、ソーシャル適格プロジェクトおよび/または Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの評価選定を、以下のプロセスで行うことを確認した。</p> <p>SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等のアセット保有部署がソーシャル適格クライテリアまたは Digital Inclusion ソーシャル適格クライテリアに合致するプロジェクトを選定し、SMFG 企画部 IR 室と SMBC 市場資金部が資金充当する適格プロジェクトを協議し、最終的に SMFG 企画部長により決定・承認される。</p> <p>選定するプロジェクトのソーシャル適格性やそれらの社会的便益の特定において必要に応じて外部コンサルタントを起用する可能性もある。</p> <p>また、SMFG 企画部 IR 室、SMFG 社会的価値創造企画部、SMBC 市場資金部、SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等の適格プロジェクト関連部署は、少なくとも年に 1 回、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適格プロジェクトのレビューおよび正当性・妥当性の確認 適格プロジェクトへの資金配分の更新 年次の資金充当状況レポートおよびインパクトレポートの正当性・妥当性の確認 ソーシャルファイナンス市場におけるマーケットプラクティスのモニタリングおよび本フレームワークの運用・適用への反映 <p>また、DNV は、アセスメントにおいて、SMFG および SMBC がこれらの運用の手順を、事務運営要領に落とし込み、組織の手順として整理する予定であることを確認した。</p>
2b	発行体の環境及び社会的ガバナンスに関するフレームワーク	<p>ソーシャルボンドプロセスに関して発行体により公表される情報には、規準、認証に加え、ボンド投資家は発行体のフレームワークや環境に関連する持続性に関するパフォーマンスの品質についても考慮している。</p>	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>DNVは、ソーシャル適格プロジェクトおよびDigital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの選定基準には、以下の事項が含まれていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際原則であるSBPなどの原則が定める「対象となる人々」に該当する、社会的に支援が必要な人々を対象とする事業であること もたらされる社会的便益の基準が明確であること <p>また、DNVは、SMFGおよびSMBCが、ソーシャルファイナンスの企画・実行経験がありグローバルレベルでの最新動向について十分な知見を有するグループがソーシャル適格プロジェクトの評価・選定にあたり、必要に応じてソーシャル適格性および社会的便益の特定において外部コンサルタントを起用する可能性もあることを確認した。</p>

SBP-3 調達資金の管理

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
3a	調達資金の追跡管理-1	ソーシャルボンドによって調達される資金に係る手取金は、サブアカウントで管理され、サブ・ポートフォリオに組み入れ、又はその他の適切な方法により追跡されるべきである。また、ソーシャルプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。	確認した文書類： <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク • 与信管理システム • Digital Inclusion Bond 発行・期中管理のフロー図 関係者へのインタビュー	DNVは、SMFGおよびSMBCの調達資金の追跡管理プロセスについて、以下を確認した。 SMFGおよび/またはグループ子会社の各アセット所管部・SMFG社会的価値創造企画部は、ソーシャルファイナンスによる調達資金が適格プロジェクトに充当されていることを確認し、SMFG社会的価値創造企画部は、ソーシャルファイナンスの債務の完了まで年次で記録および追跡管理を行う。 また、これらの運用手順については、事務運営要領等に落とし込まれ、組織の手順として整理する予定であることを確認した。
3b	調達資金の追跡管理-2	ソーシャルボンドの実行期間において、追跡されている調達資金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格プロジェクトへの充当額と一致するよう、調整されるべきである。	確認した文書類： <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、SMFG企画部IR室、SMFG社会的価値創造企画部、SMBC市場資金部、SMBCアジアストラクチャードファイナンス営業部等の適格プロジェクト関連部署が、少なくとも年に1回、次の事項を実施する予定であることを確認した。 i) 適格プロジェクトのレビューおよび正当性・妥当性の確認 ii) 適格プロジェクトへの資金配分の更新 iii) 年次の資金充当状況レポートおよびインパクトレポートの正当性・妥当性の確認 iv) ソーシャルファイナンス市場におけるマーケットプラクティスのモニタリングおよび本フレームワークの運用・適用への反映
3c	一時的な運用方法	適格性のあるソーシャルプロジェクトへの投資または支払いが未実施の場合は、発行体は、未充当資金の残高についても、想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。	確認した文書類： <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク 関係者へのインタビュー	DNVは、SMFGおよびSMBCが、調達資金について、ソーシャルファイナンスによる調達後遅くとも3年以内には適格プロジェクトへその全額を充当し、未充当資金が発生した場合は、現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品にて運用する予定であることを確認した。

SBP-4 レポートニング

Ref.	基準	要求事項	評価作業(確認した項目)	DNV観察結果
4a	定期レポートの実施	<p>調達資金の用途及び未充当資金の一時的な投資のレポートに加え、発行体はソーシャルボンドで調達した資金が充当されているプロジェクトについて、少なくとも年に1回、以下を考慮した上で、各プロジェクトのリストを提供すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> -守秘義務や競争上の配慮 -各プロジェクトの概要、期待される持続可能な環境・社会的な効果 	<p>確認した文書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> • フレームワーク <p>関係者へのインタビュー</p>	<p>DNV は、SMFG および SMBC が、ソーシャルファイナンスによる調達資金の充当状況に関する情報を SMFG ウェブサイトの専用ページにて公表し、当該情報は年1回更新する予定であることを確認した。開示される充当状況に関する情報には、以下の情報が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 充当している適格プロジェクトの概要（融資残高含む）、未充当資金の詳細 ii) ソーシャルファイナンスによる資金調達、適格プロジェクトへの充当または現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品で運用されていることに関する経営陣からの表明 iii) 適格プロジェクトのケーススタディ（実務上可能な範囲） <p>また、DNV は、SMFG および SMBC が、資金充当状況に加え、充当した適格プロジェクトの社会的便益に関する情報を開示する予定であることを確認した。開示される、環境・社会的な効果を示す指標については、スケジュール-1 およびスケジュール-2 のインパクトレポートニング指標（例）に示される。</p>

スケジュール-4 デジタルインクルージョンファイナンス適格性チェックリスト

下記のチェックリスト(DIFG-A~F) は、世界経済フォーラム(WEF、World Economic Forum)が 2021 年 9 月に公表した Digital Inclusion ボンドの資金調達に関するファイナンスガイドブック(Guidebook to Digital Inclusion Bond Financing)に従い作成しています。

評価作業(確認した項目)の欄に記載する番号/01/./02/~/07//はエビデンスとして確認した文書名が記載されます。詳細は末尾の参考資料(附属書類)-1 を参照ください。

評価作業には確認した書類の他、資金調達関係者との協議により得た情報をエビデンスとする場合が含まれます。

DIFG-A. 発行体／借入人のデジタルインクルージョンへのアプローチ

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
発行者と借り手は、デジタルインクルージョンに関する独自の視点と、デジタルインクルージョンに取り組む戦略を共有することができる。				
1	<p>企業が発行体／借入人の場合；</p> <ul style="list-style-type: none"> - Digital Inclusionに関する優先事項、事業戦略、長期的な目標について説明されていること。 - Digital Inclusionの取り組みを通じて利益を得たり、力を与えたりしたいコミュニティを特定することもできる。 - 企業はこのセクションを使って、自社のビジネス戦略とSDGsやその他のイニシアチブやコミットメントとの関連性を説明することもできる。 	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した書類： /01/./03/./06/ 関係者へのインタビュー	DNV は、アセスメントを通して以下を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> - SMBC グループは、「社会的価値の創造」を経営の柱の一つに据え、「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」を主体的に取り組むべき重点課題（マテリアリティ）として定めている。 - SMBC グループは東南アジア地域を中心に「第 2、第 3 の SMBC グループ」の創出を企図したマルチフランチャイズ戦略を標榜し、個人・法人のあらゆる層をカバーするフルバンクサービスの展開を目指しており、当該戦略では、金融アクセスの乏しい都市・農村部へのマイクロファイナンスや、地場ネットワークに強みを持つパートナーへの出資・提携を通じた口座を持たない低所得層へのモバイルバンキングサービス、女性への金融リテラシープログラムの提供等、金融包摂に関する幅広い支援を通じて、貧困層の社会的自立を支援することで、「貧困・格差」の改善に取り組んでいる。 - 新興国における貧困・格差の助長・固定化の要因の一つには、深刻な Digital Divide があり、新興国を含むアジア地域に根差す金融機関として、Digital Inclusion の実現に向けた取組

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
発行者と借り手は、デジタルインクルージョンに関する独自の視点と、デジタルインクルージョンに取り組む戦略を共有することができる。				
				および資金提供は、SMBC グループが追求する社会的価値創造と密接に関連している。
2	ソブリン、準政府機関、非政府機関、公的機関の発行体／借入人向け； <ul style="list-style-type: none"> - フレームワークのセクションには、一般的に、その使命、組織、責任、長期的な目標についての説明が含まれていること。 - また、新たな取り組みが、これまでの取り組みやその責務や使命とどのように関連しているかを説明することもできる。重要なことは、主権者は、Digital Inclusion のイニシアティブが SDGs やその他の国際的・国家的責任とどのように関連しているかを説明できることである。 	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input checked="" type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	SMFG および SMBC は、ソブリン、準政府機関、非政府機関、公的機関には、該当しない。

DIFG-B. 調達資金の使途および/または KPI

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークのこのセクションにおいて、発行体や借入人は、意図する資金使途や KPI を概説する。発行体/借入人は、複数の資金調達ストラクチャー、資金使途、及びKPIを同一の文書内で概説することができ、将来の様々な資金調達に利用することができる。</p> <p>発行体/借入人は、調達資金及び/又はKPIの使途を選択し、その概要を説明する際に、以下の点を考慮すべきである：</p>				
1	調達資金の使途/KPIの使用は、発行体/借入人の目標や能力と整合的でなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/03/,/06/ 関係者へのインタビュー	DNV は、アセスメントを通して、以下を確認した。 - SMFG は、日本のメガバンクグループの一社である SMBC グループの持株会社であり、国内外において幅広い金融サービスを展開し、「グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIB)」に認定されている。また、SMBC は SMFG の銀行業務の中核を担っている。SMFG および SMBC の事業内容および規模を考慮して、スケジュール-1 およびスケジュール-2 に示されるソーシャル適格プロジェクトおよび Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの内容およびそのインパクトレポート指標の例は、十分に組織の目標および能力と整合するものである。
2	調達資金の使途/KPI の使用は、野心的でインパクトのあるものでなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	DNV は、アセスメントを通して以下によって、フレームワークに規定された代表的な Digital Inclusion ソーシャルファイナンスの資金使途および KPI の例が、十分に野心的で、インパクトのあるものであることを確認した。 - 国際電気通信連合 (2024 年) によると、今日、新興国を中心とした通信インフラ・デバイス不足等を原因に、世界人口の 32% (26 億人) がインターネットにアクセスできておらず、その深刻な Digital Divide が格差助長・固定化の要因の一つとなっている。フレームワークに規定された Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトは、この Digital Divide の障壁にアプローチするものである。
3	- 調達資金の使途/KPI の使用は、具体的で、測定可能で、達成可能で、関連性があり、期限付きであるべきである。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/	- フレームワークに規定された Digital Inclusion ソーシャルファイナンスの資金使途および代表的な KPI の事例は、具体的か

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークのこのセクションにおいて、発行体や借入人は、意図する資金使途や KPI を概説する。発行体／借入人は、複数の資金調達ストラクチャー、資金使途、及びKPIを同一の文書内で概説することができ、将来の様々な資金調達に利用することができる。</p> <p>発行体／借入人は、調達資金及び／又はKPIの使途を選択し、その概要を説明する際に、以下の点を考慮すべきである：</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> - KPI は、定量化可能で追跡可能であるべきであり、検証及び報告を可能にする十分な具体性を持つべきである。 - 客観性とベンチマークを確保するために、確立された業界の方法論を用いて測定できる KPI が望ましい。 - 該当する場合、プロジェクト／KPI の対象となる受益者が特定されるべきである。 		関係者へのインタビュー	<ul style="list-style-type: none"> - つ、測定可能で、特定された社会課題（貧困・格差）に関連するものである。 - デジタルプラットフォームを利用して口座を開いた人数や、建設・整備された施設の数など SMFG および SMBC が十分に追跡可能かつ定量化可能な指標が選定されている。 - インパクトレポーターング指標の例（スケジュール-2 参照）は、客観性があり、一般的な指標と判断できる。 - プロジェクトの受益者は、社会的・経済的に不利な立場にある人々や不可欠なサービス、インフラへのアクセスが難しい個人やコミュニティであり、具体的に特定されている。
4	ソブリン発行体は、プロジェクトが政府の責任と権限の範囲内であることを確認すべきである。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input checked="" type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	SMFG および SMBC は、ソブリン発行体には該当しない
5	企業の発行体は、プロジェクト／KPI が自社の事業戦略に合致していることを確認する必要がある。「慈善のための慈善」と受け取られるプロジェクトは、貸し手やセカンド・パーティーのオピニオン・プロバイダーによって、Digital Inclusion ファイナンスの取り決めの対象とはみなされない可能性がある。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/03/,/06/ 関係者へのインタビュー	DNV は、フレームワークに規定されるプロジェクト/KPI の例が、SMBC グループの事業戦略と整合するものであることを確認した。（DIFG-A, No.1 参照） 具体的には、Digital Inclusion により、SMBC グループのマテリアリティの一つである「貧困・格差」の改善に取組むものである。
6	調達資金の使途と KPI を選択するプロセスには、事業体の経営陣や政府のすべてのレベルが関与すべきである。企業の発行体／借入人の場合、これには取締役会や上層部が含まれ、ソブリン の発行体／借入人の場合、これにはトップやプロジェクトの実施に責任を負うすべての主体が含まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	DNV は、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの決定、承認が、SMFG 企画部長によりなされること、および、SMBC グループが、取締役会内部に、サステナビリティ委員会を設け、サステナビリティに関する監督機能として位置づけており、十分なガバナンス体制の下にサステナビリティ経営を推進していることを確認した。

DIFG-C. デジタルインクルージョンプロジェクトの評価と選定計画の説明

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークのこのセクションでは、発行体や借入人は、デジタルインクルージョンプロジェクトの特定、評価、選定のための社内プロセスを概説する。このセクションの一部として、発行体／借入人は以下を強調する必要がある：</p>				
1	<ul style="list-style-type: none"> - フレームワークに概説されている手続について全体的な責任を有する監督主体（もしあれば）。 - ソプリンや公的機関は、様々な政府機関や省庁と効果的に連携できる監督機関の選任を検討すべきである。 - 企業の発行体／借入人は、部門間で効果的に調整できる監督委員会の設置を検討すべきである。 	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	フレームワークで、以下を明確にしている。 <ul style="list-style-type: none"> - SMBC グループのサステナビリティ経営は、取締役会の監督を受けながら、強固なガバナンス体制の下で運営されている。また、社会的価値創造の取組やその成果の可視化についても同様の体制で監督・推進している。 - ソプリンおよび公的機関には該当しない。 - サステナビリティに関する監督機能として取締役会の内部委員会であるサステナビリティ委員会を、執行機能としてサステナビリティ推進委員会を設置しており、十分に効果的な調整を図る体制にある。
2	<ul style="list-style-type: none"> - 専門チームは、対象となる Digital Inclusion プロジェクトの特定と提案、提案内容の審査、フレームワークの下で対象となる Digital Inclusion 投資に該当するかどうかの評価、対象となるプロジェクトへの資金配分、有効なプロジェクトのポートフォリオの管理を担当すること。 - 主権者や公的機関は、このようなチームにオブザーバーとして関連国際機関（UNDP など）を参加させることを検討してもよい。 	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	DNV はアセスメントを通して以下を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> - ソーシャル適格プロジェクトの評価・選定にあたっては、ソーシャルファイナンスの企画・実行経験があり、グローバルレベルでの最新動向について十分な知見を有するグループが評価・選定を行う。 - 選定するプロジェクトのソーシャル適格性やそれらの社会的便益の特定において、必要に応じて外部コンサルタントを起用することも計画している。
3	Digital Inclusion のプロジェクトが、枠組みの下でも適格であり続けるよう、再評価を行うかどうか、またその頻度。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	フレームワークにおいて、以下が明確に規定されている。 SMFG 企画部 IR 室、SMFG 社会的価値創造企画部、SMBC 市場資金部、SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等の適格プロジェクト関連部署は、少なくとも年に 1 回、次の事項を実施する。 i) 適格プロジェクトのレビューおよび正当性・妥当性の確認

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークのこのセクションでは、発行体や借入人は、デジタルインクルージョンプロジェクトの特定、評価、選定のための社内プロセスを概説する。このセクションの一部として、発行体／借入人は以下を強調する必要がある：</p>				
				<ul style="list-style-type: none"> ii) 適格プロジェクトへの資金配分の更新 iii) 年次の資金充当状況レポーティングおよびインパクトレポーティングの正当性・妥当性の確認 iv) ソーシャルファイナンス市場におけるマーケットプラクティスのモニタリングおよび本フレームワークの運用・適用への反映
4	最終レビューと承認のための社内プロセス。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	<p>確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー</p>	<p>フレームワークにおいて、以下が明確に規定されている。 SMBC アジアストラクチャードファイナンス営業部等のアセット保有部署が上記に合致するプロジェクトを選定し、SMFG 企画部 IR 室と SMBC 市場資金部が資金充当する適格プロジェクトを協議し、SMFG 企画部長により決定・承認される。</p>

DIFG-D. 調達資金の管理に関する説明

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
このフレームワークのこのセクションでは、発行体及び借入人は、調達資金の用途について、手取金に相当する金額をどのように配分するかについて、その社内プロセスを概説している。発行体／借入人は、調達資金の管理方法を選択し、その概要を説明する際に、以下の点を考慮すべきである：				
1	<ul style="list-style-type: none"> - 適格なデジタルインクルージョンプロジェクトへの支出総額は、債券または銀行融資による純収入以上でなければならない。 - 適格プロジェクトに対する支出の合計が、未決済の資金調達の純収入を下回る場合、適格プロジェクトに配分されるまで、残額をどのように保有するかを特定すべきである。 - 企業の発行体／借入人は、この残高を現金、現金同等物または国債で保有することを選択できる。 - ソブリンまたは公的機関は、この残高を現金または現金同等物で保有するか、別の適格な支出を特定することを選択できる。 	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/、/02/ 関係者へのインタビュー	DNV は、アセスメントにおいて以下を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> - 期中管理のフロー等に基づき、SMFG 社会的価値創造企画部が、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトへの充当額が対象となるアセットの残高を超えることがないよう、充当状況を管理する。 - 調達資金については、ソーシャルファイナンスによる調達後遅くとも3年以内には適格プロジェクトへその全額を充当し、未充当資金が発生した場合は、現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品にて運用することを計画している。 - ソブリン又は公的機関には該当しない。
2	フレームワークでは、以前は適格であったデジタルインクルージョンプロジェクトが、適格基準を満たさなくなった、あるいは推進できなくなったことが判明した場合に、売却と再配分のために従うべきプロトコルを概説すべきである。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	フレームワークにおいて、売却・繰上返済等の理由により、資金充当した適格プロジェクトが不適格となった場合は、実務上可能な限り速やかに、他の適格プロジェクトへ再充当することを明確にしている。
3	デジタルインクルージョンファイナンスの元本と利息の支払いは、発行体／借入人の一般資金から行われるべきであり、融資がそのプロジェクトに特に結びつけられていない限り、適格なプロジェクトの実績と連動させるべきではない。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	フレームワークで、ソーシャルファイナンスの元本の返済および利払いは SMFG および SMBC の一般的な財源から行われ、いかなる適格プロジェクトの実績にも直接的に連動するものではないことを明確にしている。

DIFG-E. レポート義務の概要

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークの本セクションでは、発行者及び借入人は、Digital Inclusion 資金調達アレンジメントの下での報告義務について詳述する。発行体／借入人は、報告義務の概要を説明する際、以下を考慮すべきである：</p>				
1	報告頻度を含めること（年次または隔年、重要な進展があった場合は適時など）。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/07/ 関係者へのインタビュー	調達資金の充当状況に関する情報および適格プロジェクトの社会的便益に関する情報を SMFG ウェブサイトで公表し、当該情報を年 1 回更新することをフレームワークで規定している。
2	開示がどこで入手可能になるかを明記すること（発行体／借入人のウェブサイトなど）。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/07/ 関係者へのインタビュー	フレームワークにおいて、SMFG ウェブサイトで公表することを明確にしている。
3	情報開示を評価するために、関連するすべての指標（例えば、資金使途および／または KPI の遵守）を含め、業績に基づいて指標を選別しないこと。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/07/ 関係者へのインタビュー	フレームワークにおいて、以下の情報を開示することを明確にしている。 以下を含む資金充当情報 i) 充当している適格プロジェクトの概要（融資残高含む）、未充当資金の詳細 ii) ソーシャルファイナンスによる資金調達が、適格プロジェクトへの充当または現金および現金同等物、マネーマーケット商品、その他の同等の短期で流動性の高い金融商品で運用されていることに関する経営陣からの表明 iii) 適格プロジェクトのケーススタディ（実務上可能な範囲） 充当した適格プロジェクトの社会的便益に関する情報公開を予定している指標の例は、スケジュール-2 参照
4	開示の対象となる業務またはプロジェクトを特定すること。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/,/07/	フレームワークで、開示の対象となる Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトの例を明確にしている。（スケジュール-2）参照

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークの本セクションでは、発行者及び借入人は、Digital Inclusion 資金調達アレンジメントの下での報告義務について詳述する。発行体／借入人は、報告義務の概要を説明する際、以下を考慮すべきである：</p>				
			関係者へのインタビュー	
5	<p>内部管理システムと内部統制の妥当性を検討し、タイムリーな報告と開示のための内部能力を確保すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	<p>確認した文書類： /01/、/02/ 関係者へのインタビュー</p>	<p>DNV はアセスメントを通して以下を確認した。 開示される情報は、SMFG および SMBC の与信管理等の既存の管理システム等を利用して集計され、社会的価値創造企画部が残高およびレポート情報の集計・管理を行う。開示情報の最終承認は、SMFG 企画部長によって行われ、適切な内部統制の体制のもとに運用・管理される予定である。</p>
6	<p>一般に、発行体／借入人は、配分報告とインパクト報告の 2 種類の報告を行う。配分報告は、異なるプロジェクト間の資金配分に焦点を当て、インパクト報告は、Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクトが対象地域やコミュニティに与える推定インパクトに焦点を当てること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	<p>確認した文書類： /01/、/07/ 関係者へのインタビュー</p>	<p>フレームワークで、レポートについては、資金充当状況およびインパクトレポート（社会的便益に関連する指標）を行うことを明確にしている。社会的便益については、プロジェクト全体又は個別プロジェクトに対して算出することを計画している。</p>

DIFG-F. 外部レビュープロセス

No.	内容	チェック結果	評価作業 (確認した項目)	DNV観察結果
<p>フレームワークのこのセクションでは、発行体と借入人は、（もしあれば）期待される外部レビューの取得について議論する。外部レビューは任意であり、発行体／借入人は自己申告・評価することが認められていますが、透明性を高め、フレームワークの信頼性を構築し、類似企業との整合性を図るために、独立した外部レビューを得ることを検討すべきです。さらに、貸し手、引受人、投資家、格付け機関は、Digital Inclusionファイナンスを行う条件として、外部レビューを要求する可能性がある。他の外部レビューに加えて、発行体／借入人は、フレームワークに以下を組み込むことを検討すべきである：</p>				
1	<ul style="list-style-type: none"> - 最初の発行または借入に先立ち、発行体／借入人は、公認の独立した第三者意見提供者による、フレームワークのレビューと、適用される市場のフレームワークおよび国連 SDGs との整合性を求めるべきである。 - 主権者や公的機関は、関連する国際機関（UNDP など）に、国連の SDGs との整合性についてフレームワークのレビューを依頼することもできる。 	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	最初のファイナンス実行に先立ち、フレームワークについて、独立した外部評価機関（DNV）によるセカンドパーティオピニオンを取得している。また、このセカンドパーティオピニオンは、SMFG ウェブサイトで公開される予定である。
2	発行体／借入人は、対象となる Digital Inclusion ソーシャル適格プロジェクト、内部追跡方法、資金配分、該当する KPI に関する報告について、必要な専門知識を有する公認の独立監査人による外部レビューと検証を定期的に求めるべきである。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Not Applicable	確認した文書類： /01/ 関係者へのインタビュー	フレームワークにおいて、調達資金の充当状況等（資金充当状況レポート、インパクトレポート）も外部評価機関からレビューを取得する予定であることを明確にしている。